

『暴風警報』『暴風雪警報』『東海地震注意情報』等への対応について

「愛知県東三河北部」に暴風警報・暴風雪警報発令時の措置

ア 児童生徒が登校する以前の場合

- ① 始業 2 時間前までに「暴風警報」「暴風雪警報」が解除された場合、平常通りの授業を行う。
- ② 始業 2 時間前の段階で、警報が発令されている場合、登校を見合わせ自宅で待機する。
- ③ 午前 11 時まで警報が解除された場合、解除後 2 時間を経てから授業を開始する。
なお、バスや電車の運行が中止されたり、それらの発車後に警報が解除されたりした場合は、家庭学習とする。
- ④ 午前 11 時を過ぎても警報が発令されている場合、当日の授業を中止し、家庭学習とする。

イ 児童生徒の登校後の場合

- ① 市教育委員会、または校長の指示を受け、児童生徒の安全確保に努める。
- ② 気象情報とその時点での風雨の状況を確認して、全児童生徒を安全に帰宅させ得ると認められた場合には、授業を中止してすみやかに下校させる。その際、教員が付き添い、(あるいは危険箇所に立ち)安全な下校の指導にあたる。
- ③ 学校より遠隔地に居住する児童生徒の帰宅が困難と認めるか、すでに戸外の通行が危険と認められた場合には、該当児童生徒を戸外通行の危険がなくなるまで学校で待機させる。
保護者と連絡を取り、保護者の付き添いのもとで下校させる。

「愛知県東三河北部」に大雨・洪水・着雪などの警報発令時の措置

ア 原則として平常通りの授業を行うので、十分気をつけて登校させる。

イ 風雨が強く、河川の増水、または氾濫が予想される場合は、家庭の判断で登校を見合わせ、安全を確認してから登校する。

ウ 雪が積もったり、凍結したりして危険な場合は、家庭の判断で登校を見合わせ、安全を確認してから登校させてもよい。

東海地震に関連する情報が発表された場合の措置

- ① 児童生徒が在校中に東海地震注意情報以上が発せられたときは、授業または学校行事は直ちに打ち切るものとし、下記の方法で児童生徒を保護者に引き渡す。

児童生徒の在校中に東海地震注意情報が発表されたら

(テレビやラジオのニュース速報、新城市内の防災行政無線等による)

教職員 児童生徒に下校の準備の指示を出す。速やかに引き渡しの準備をする。

児童生徒 直ちに下校の準備をして、第一次避難場所へ移動する。

保護者 新城市の防災行政無線で情報を確認のうえ、児童の場合は、引き渡しカードを持参し児童の引き渡しに学校へ向かう。ただし、事故や混雑を避けるためにも、車の使用はなるべく避けたい。生徒の場合は、時間を考えて生徒の帰宅を待つ。

- ② 児童生徒が在宅中に東海地震注意情報以上が発せられたときは、翌日（当日）の授業または学校行事を中止し、自宅待機とする。その場合、学級担任より各保護者に連絡をする。

児童生徒の在宅中に東海地震注意情報が発表されたら

(テレビやラジオのニュース速報、新城市内の防災行政無線等による)

教職員 校長、教頭は出勤し、直ちに配備につく。その他教職員は校長もしくは教頭の指示があるまで自宅待機。いつでも連絡を取り合い、対応できるような準備しておく。

児童生徒 当日（翌日）の授業または学校行事を中止し、東海地震発生のおそれがなくなるまで臨時休校。連絡がとれるように家庭にて待機。

保護者 家庭にて、地震に対する備えを万全にする。

- ③ 児童生徒が登下校中の場合は、通学団担当者が児童生徒の状況を確認し、安全かつ速やかに帰宅させる。帰宅したとき、家に誰もいない場合は必ず家族に連絡をとるように指示をする。また、学校に近い場合、学校へ避難する場合もありえる。

- ・児童生徒が電車・バスに乗車する前

出勤している職員で、児童生徒には乗車せずに帰宅するように連絡をする。

- ・児童生徒が電車・バスに乗車している途中

児童生徒を学校に集め、学校の取り決めにより児童生徒を保護者に引き渡す。

児童生徒の登校中に東海地震注意情報が発表されたら

教職員 通学団担当で、登校途中の児童生徒が速やかに帰宅するように指示をする。登校し終えた児童生徒に対しては、在校中と同じ対応をする。

児童生徒 教職員の指示を受けて、速やかに帰宅する。

保護者 帰宅確認をする。家庭にて、地震に対する備えを万全にする。

児童生徒の下校中に東海地震注意情報が発表されたら

教職員 通学団担当職員で下校途中の児童生徒の安全確認に向きながら、速やかに帰宅するように促す。

児童生徒 速やかに帰宅する。

保護者 帰宅確認をする。家庭にて、地震に対する備えを万全にする。

- ④ 児童生徒が修学旅行等学校行事および各種大会参加時等の場合は、出発時もしくは解散後および各種行事实施中に当該地震注意情報または予知情報（警戒宣言）が発表されたときの状況に応じて上記の①～③の措置を講じる。

- ⑤ 学校は、当該注意情報または予知情報（警戒宣言）が解除されるまでの間は、臨時休校とする。